

# I. 基本計画の策定趣旨と位置づけ

## 1 策定趣旨

水道局では、平成11年度に「安定給水」・「サービスの向上」・「経営の安定化」を基本目標とする「仙台市水道事業基本計画」（計画期間 平成12年度～21年度）を策定しました。この間、前期と後期それぞれ5年間の具体的な取り組みを盛り込んだ「仙台市水道事業中期経営計画」を策定し、事業運営にあたってきました。

水道事業は公共性が高い事業であるとともに、料金収入で成り立つ地方公営企業\*であることから、計画的な事業運営を図り、適時適切な情報公開に努め、説明責任を果たしながら、お客さまの理解を得ていくことは事業者としての責務です。また、今後とも安全で安心な水道水を安定的にお届けしていくため、事業環境の変化や経営課題を踏まえ、事業運営の指針となる長期的な事業計画を定めることが必要です。

以上の趣旨から、このたび新たな水道事業基本計画を策定し、今後10年間の長期的な事業の方向性を定めることとしました。

「\*」を付した用語は「VIII. 資料 3. 用語解説」にて解説しています。

## 2 位置づけ

本計画は、長期的な事業運営の指針として、平成22年度から平成31年度までの10年間に仙台市水道事業が進むべき方向性をまとめた、水道事業の最上位計画です。その実現に向けて、本計画のもとに、具体的な実行計画となる5年ごとの「中期経営計画」を前期と後期に分けて策定し、毎年度の事業計画や予算に反映していきます。また、本計画は、厚生労働省「水道ビジョン\*」に示されている政策目標などの視点を踏まえた、仙台市の「地域水道ビジョン\*」です。

### ■仙台市水道事業の計画体系

